

## 保留地とは？

土地区画整理事業において費用を捻出する等の目的のために、施行区域内の一部の宅地を事業施行者が取得し、販売する土地を「保留地」といいます。保留地の売却金は、土地区画整理事業の財源に充てられます（土地区画整理法第96条に定められています）。

## 保留地処分に関する留意事項

### 買受申出書提出

保留地買受申出書により申込みをします。

### 申込審査、随意契約により処分決定

書類審査及び反社会勢力の構成員であるか照会・審査を行います。（概ね3週間前後）

### 売却決定通知

随意契約の相手方として確定し、保留地売却決定通知書により通知します。

### 保留地売買契約

当該通知を受けた翌日から**15日以内**に保留地売買契約書により契約を締結します。

### 契約保証金納付

契約時に契約保証金として契約代金の**100分の10**に相当する金額を施行者（三原市）に納付していただきます。

### 売買代金残額納付

契約締結の日から**60日以内**に契約代金の全額を納付していただきます。

### 保留地引渡し・使用収益権発生

契約代金を完納することにより、保留地を使用することができます。

### 施行者名で保存登記後、売買契約に基づき所有権移転登記

換地処分後において、施行者（三原市）が登記を申請します。

### 所有権限の取得

所有権移転登記は、換地処分に伴う登記が完了した後に申請します。

## 保留地購入に関する留意事項

- ・保留地の申込みについては、最低売却価格で先着順となります。
- ・申込受付期間と場所については、土・日・祝日を除く月曜日から金曜日（年末年始を除く）の期間で、三原市都市部土地区画整理課（本郷支所内）の窓口にて随時受け付けています。
- ・申込みについては、保留地分譲申込みの手引き（随意契約）によります。
- ・反社会勢力の構成員である方は保留地を購入できません。
- ・保留地契約後において、買受人が契約解除をする場合、契約保証金は返金できません。
- ・買受人が納付すべき金額を定められた期日までに納付しなかったときは、延滞金を納付していただきます。
- ・買受人が契約の履行をしないときには、売買契約を解除する場合があります。
- ・ご不明な点や物件についての詳細は、表紙のお問い合わせ先へご連絡ください。
- ・保留地分譲申込みの手引き（随意契約）については、下記URLでダウンロードができます。



URL: <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/36/horyuti.html>



## 本郷都市計画事業

# 東本通土地区画整理事業

保留地処分（令和7年4月改定版）

# 好評販売中



↓↓↓まずはお気軽にお問い合わせください。現地案内・物件の説明を承ります。↓↓↓

## ☎ 0848(67)6105



行きたい 住みたい つながりたい  
世界にはばたく瀬戸内元気都市みはら

三原市都市部土地区画整理課  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号



ホームページ  
QRコード



# 東本通土地区画整理事業 保留地販売箇所図

※本図は国土地理院 地図・空中写真データの成果を基に三原市が作成しています。  
※本図において空中写真と計画図との合成に若干の誤差が生じておりますので予めご了承ください。  
※計画については変更する場合がありますので予めご了承ください。

